## 監査役と会計監査人の独任制一カネボウ事件と東芝事件

※ 本稿は筆者個人の意見を記したものであり、一般社団法人 監査懇話会の公式な見解とは 必ずしも一致致しません。

2007年、カネボウは120年の歴史に幕を閉じ、会計監査を担当した中央青山監査法人も粉飾決算に関与したとして責任を問われ同年解体に追い込まれた。

同監査法人の刑事責任を追及する訴訟の公判において、M会計士は次のように証言した(「粉飾の論理」高橋篤史(東洋経済新報社)292ページ)。

「(子会社カネボウ) フーズの缶コーヒーの在庫だったか、賞味期限が切れていたのに、(カネボウ監査チームのリーダーの) Tさんがそれを飲んで『これ飲めるから販売可能だ』と言っていました。私はいくら飲めても売れる可能性はないと思っていました」

後のカネボウ監査チーム・リーダーKはそのカネボウフーズの倉庫の実査に訪れている。そこで見た光景は驚くべきものだった。

「見るに堪えないほどのひどい在庫でびっくりしました」と公判で語っている(同上 293 ページ)

## 私の経験

私が、現在勤めている会社ではない、別の会社T社の常勤監査役を務めていたとき、 実地棚卸の監査で、一緒に立合った若手の会計士が私にそっと「上期に繰延税金資産を 取崩した方がよいと思いますが」と告げてくれた。私は、自ら調査し、親会社の専門家 の意見を聞いた上で、中間決算の取締役会で、「取崩すべき」と発言した。(原案は、取 崩なしを前提として決算書が報告されていた。) 異論は出なかった。私は、会議後、 即座に会計士事務所のトップに「今、取締役会で『取崩すべき』と発言しました」と電 話した。

会社はこれを受けて、取崩を決定、2002年10月10日の日経新聞の「貸借対照表の注目点 ③繰延税金資産」のコラムでは「例えばT社では繰延税金資産約1億円を全額取崩し9月中間決算期に法人税等調整額に計上する方針です」とのコメントが付いていた。税効果会計の導入後間もないころのことで、「取崩し」にはニュース性があったのだろう。

\_\_\_\_\_

## 東芝事件を経ての会計監査人の業務改善

東芝事件では、一監査委員が、パソコン事業での「バイ・セル」取引の会計処理に疑義を申出たところ、これを監査委員長が抑さえ込んでしまったという(東芝 2015.7.20 「第三者委員会調査報告書」239~240ページ)。

指名委員会等設置会社では、監査役会設置会社と異なり、各監査委員には自主的な 調査権(独任制)は与えられておらず、監査委員会の承諾なしに調査することはでき ないというのが会社法の規定である。

他方、東芝の会計士が誰ひとりとして、例えば「バイ・セル」取引の会計処理に疑問を持たなかったとは信じられない。当監査法人は業務改善の一つに「チーム・ミーティングの促進」を掲げた(新日本監査法人 業務改善計画の主な進捗状況(平成28年8月31日現在))が、それは下の会計士の意見をよく聞くようにということであろう。

## 私のコメント

監査役設置会社で認められている監査役の独任制は、諸刃の刃である。なぜなら、「私は、監査役会の議長に『おかしい』と言ったのに採り上げてくれなかった」というような言い訳は通らない。「それならそのことを監査役会の監査報告に記載させればよかったのではないか」と反論されてしまう。

それでも、会社を会計不正から救うためには、「独任制」は極めて有効な制度である。 指名委員会等設置会社であっても、監査等委員会設置会社であっても、監査(等) 委員会において、独任制を認める決議をしておくことをお勧めする。

とともに、監査法人においても、各会計士の調査権(独任制)を認め、監査役会や 監査(等)委員会に対してだけでなく、法人内部の審議会においても、チームとして の結論とは異なる意見を持つ会計士に発言の機会を与え、議事録に記載するなどの方 策をご検討頂きたい。

監査役や監査(等)委員の方々も、ベテラン会計士との意見交換だけではなく、若手の会計士(正義感を持っている)との会話から重要な手掛かりを得ることができることを知って頂きたい。(2016.9.25 眞田)

\_\_\_\_\_